



**産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理法に基づき、以下の要件を満たした帳簿を備え付ける必要があります。**

- ※ 収集運搬業、処分業ともに対象です。また、特別管理産業廃棄物処理業を含みます。
- ※ 【根拠法令】 産業廃棄物：法第 14 条第 17 項、規則第 10 条の 8  
特別管理産業廃棄物：法第 14 条の 4 第 18 項、規則第 10 条の 21
- ※ 帳簿の備え付け・記載・保存義務に違反すると、30 万円以下の罰金に処される場合があります（法第 30 条第 1 号）。

### 帳簿の要件

- ◆ 産業廃棄物の種類ごとに作成
- ◆ 事業場ごとに作成
- ◆ 処理業の区分に応じて必要事項を記載（P 2～3 参照）
- ◆ 石綿含有廃棄物が含まれている場合は、その旨を記載
- ◆ 定められた期限までに記載（P 2～3 参照）
- ◆ 1 年ごとに閉鎖し、事業場ごとに 5 年間保存

### 帳簿の様式等

- ◆ 廃棄物処理法では、帳簿に記載すべき事項は定められていますが、様式は定められていません。P 4～5 に記載例を掲載していますので、参考にしてください。

ちなみに...

※ 平成 19 年 12 月 19 日の環境省事務連絡「電子マニフェストを利用した場合の帳簿作成等について」において、「電子マニフェストを使用した際の受渡確認票又は紙マニフェストが産業廃棄物に係る帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存（ファイリング）することで産業廃棄物に係る帳簿の記載に代用できる」とされています。

ただし、この方法で帳簿を作成する場合、不足事項がある場合は補足を行うとともに、帳簿記載期限に遅れないように注意する必要があります。

## 帳簿の記載事項及び記載期限

### 1 排出事業者から産業廃棄物の処理を受託した場合

#### (1) 受託した産業廃棄物の収集又は運搬を行った場合

記載事項	記載期限
収集又は運搬年月日	翌月末まで
交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストを交付された日から10日以内
受入先ごとの受入量	翌月末まで
運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管場所ごとの搬出量	翌月末まで

#### (2) 受託した産業廃棄物の処分を行った場合

記載事項	記載期限
受入れ又は処分年月日	翌月末まで
交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストを交付又は回付された日から10日以内
受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
処分した場合には、処分方法ごとの処分量	翌月末まで
処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

## 2 中間処理業者が中間処理後物の処理を委託した場合

### (1) 中間処理後物の運搬を収集・運搬業者に委託した場合

記 載 事 項	記 載 期 限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
運搬先ごとの委託量	翌月末まで

### (2) 中間処理後物の処分を処分業者に委託した場合

記 載 事 項	記 載 期 限	
委託年月日	翌月末まで	
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで	
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	産業廃棄物の引渡しまで	
1次：紙 2次：紙 の場合	交付した2次マニフェストごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係る1次マニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
1次：電子 2次：紙 の場合	交付した2次マニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の2第3号の規定による通知（電子の1次マニフェストの通知）に係る処分を委託した者の氏名又は名称、登録番号	産業廃棄物の引渡しまで
1次：紙 2次：電子 の場合	情報処理センターへの（電子の2次マニフェスト）登録ごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係る1次マニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
1次：電子 2次：電子 の場合	情報処理センターへの（電子の2次マニフェスト）登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の2第3号の規定による通知（電子の1次マニフェストの通知）に係る処分を委託した者の氏名又は名称、登録番号	産業廃棄物の引渡しまで
受託者ごとの委託内容及び委託量		翌月末まで

## 帳簿の記載例

※あくまでも記載例です。要件を満たしていれば、他の様式でも構いません。  
 ※マニフェストについては、「管理票」と表記しています。

### ◆記載例 1 収集・運搬（積替え保管なし）を受託した場合

整理番号	収集運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	廃棄物の種類	受入先・量	運搬方法 運搬先・量
1	H26.8.1	〇〇(株) H26.8.1 第×××号	がれき類 (石綿含)	〇〇(株)〇工場 4 t	4 t ダンプ (株)△△最終処分場 運搬量 4 t

### ◆記載例 2 収集・運搬（積替え保管あり）を受託した場合

整理番号	収集運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	廃棄物の種類	受入先・量	運搬方法 運搬先・量	積替保管施設からの搬出量
1	H26.8.1	〇〇(株) H26.8.1 第×××号	廃プラ	〇〇(株)〇工場 4 t	4 t ダンプ 当社積替保管施設 4 t	
2	H26.8.2	〇〇(株) H26.8.2 第×××号	廃プラ	〇〇(株)〇工場 4 t	4 t ダンプ 当社積替保管施設 4 t	
3	H26.8.5	※整理番号 1,2の搬出	廃プラ		10 t ダンプ (株)△△中間処理場 8 t	8 t

### ◆記載例 3 中間処理を受託した場合

整理番号	受入又は処分年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	廃棄物の種類	受入先・量	処分方法 処分量	処分後の持出先・量
1	受入 H26.8.1	〇〇(株) H26.8.1 第×××号	汚泥	〇〇(株)〇工場 4 t		
2	受入 H26.8.2	〇〇(株) H26.8.2 第×××号	汚泥	〇〇(株)〇工場 4 t		
3	処分 H26.8.3	※整理番号 1,2の処分			焼却 8 t	(株)△△最終処分場 1 t

◆記載例 4 排出事業者 A から中間処理を受託した中間処理業者 B が、  
中間処理後物の運搬を収集運搬業者 C に委託した場合

整理番号	委託年月日	受託者 (C) の氏名・名称住所、許可番号	(B 交付の) 管理票の交付年月日交付番号	廃棄物の種類	排出事業者 (A) の氏名・名称管理票の交付年月日交付番号	運搬先・量
1	H26.8.9	〇〇(株) 〇〇市〇〇区 〇〇町〇番地 第×××××号	H26.8.9 第×××号	燃え殻	(株)△△ H26.7.30 第×××××号 □□(株) H26.8.1 第×××××号	(株)△△最終処分場 1 t



◆記載例 5 排出事業者 A から中間処理を受託した中間処理業者 B が、  
中間処理後物の処分を最終処分業者 C に委託した場合

整理番号	委託年月日	受託者 (C) の氏名・名称住所、許可番号	(B 交付の) 管理票の交付年月日交付番号	廃棄物の種類	排出事業者 (A) の氏名・名称管理票の交付年月日交付番号	委託内容・量
1	H26.8.9	〇〇(株) 〇〇市〇〇区 〇〇町〇番地 第×××××号	H26.8.9 第×××号	燃え殻	(株)△△ H26.7.30 第×××××号 □□(株) H26.8.1 第×××××号	埋立 1 t

